

業務指示書

ベナン国クフオ県及びプラトー県における地下水開発及び給水改善計画 基礎情報 収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月20日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月25日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）

であること。

() 法人格を有することを（本邦登記法人であることを示すない）ただし、本邦を試験してない場合には、契約文書に附し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることを認めます。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() は（本件業務）に付し、契約文書に記載する場合は記載します。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 業務主任者の共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（既括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない（ただし、副業務主任者を補強してもらうことは認めない）、副業務主任者は1名を上限とする

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／上水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：上水道に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 又は フランス語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地下水開発】

1) 類似業務の経験：地下水開発に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベナン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.185280)

円 , US\$1 = 110.733000

円 , EUR1 = 130.097000

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行ってください。その際
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーフォン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話における費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム（<http://jica.vwebex.com>）

インターネット接続線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLで接続に係る初期設定を行っては、調達計契約第一課・第二課より連絡します。

c) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

d) シビック会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等から日本へNCTに接続します。シビック会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続における費用は、コンサルタント等の負担とします。ノットダウン提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・種類、担当者名・アドレス・電話番号）を調達計契約第一課・第二課まで報告するものとします。また、JICA在外事務所のJICA NCTを使用しての接続は認めません。ただし、JICA在外事務所主催案件の場合は、当該主催事務所との合意の上請ります。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／上水道計画
地下水開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月20日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（1）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合には、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E&P）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベナン国クフオ県及びプラトー県における地下水開発及び給水改善計画 基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／上水道計画	(40.00)	業務主任者のみ 業務管理グループ
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(-)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今申は評価の対象としません）</small>	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地下水開発	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベナン共和国（以下、ベナンと記す）は、西アフリカ南部のギニア湾に面し、人口1,090万人（2015年、世銀）、面積11.2万km²（日本の約30%）を有する農業国であり、東はナイジェリア、西はトーゴ、北はブルキナファソとニジェールに接し、内陸国への中継貿易国として位置づけられる。行政区部は12の県と77のコミューン（市町村）に区分けされている。

我が国は、村落部住民の生活環境を改善することを目的に、1984年の地下水開発計画（第1次）から2008年の第6次村落給水計画にわたり、地下水開発及び村落給水計画を実施してきた。具体的には人力ポンプ付き井戸780か所の建設、小規模給水施設34か所の建設、及び377か所の井戸改修を実施した。さらに現在は、中部地域は硬質な基盤岩が広範囲に分布し地下水の利用が困難であったため表流水を使ってきたことから、安全な水の持続的な供給を目指して「グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画」を実施している（2016年3月EN締結、約10.7億円）。

ベナン政府は、1990年代以降地方都市部及び村落部において飲料水へのアクセス改善に取り組み始めている。ベナン水道公社（以下、SONEBと示す）によると、2016年時点の全国の給水率は87.46%となっている。各県の給水率は、ウエメ県95.41%、リトラル県93.40%、ボルグ県89.72%、ズー県89.11%、アタコラ県88.50%、アトランティック県85.90%、モノ県82.80%、ドンガ県75.77%、アリボリ県74.29%、クフォ県70.08%、プラトー県60.37%、コリーヌ県56.74%となっており、県ごとの給水率には格差が見られる。この状況に対し、ベナンは政府行動計画である *Programme d'Action du Gouvernement*（以下、「PAG 2016-2021」と示す）において、2021年までに全国民への水・衛生へのアクセス改善のための戦略目標を定めている。

「PAG 2016-2021」の戦略目標では、2021年までに都市部及び都市周辺部の約270万人に対する飲料水のアクセス改善を掲げており、その達成のために飲料水の供給能力を現在の1日当たり277,000m³から441,250m³へ増やすとしている。合わせて村落部においては、952基の井戸建設、1,275件の給・配水施設の建設（貯水槽、水飲み場、水道網及び各世帯への支管）、5,580基のハンドポンプ付き井戸の建設または改修が予定されている。資金面ではこれらの給水関連事業だけで2100億FCFA（参考：1USD=591.45 FCFA, 2015年）が想定されている。

我が国の対ベナン国別援助方針においては、援助の基本方針として「国民の生活改善に貢献する持続的成長及び貧困削減支援」を掲げており、この方針に

基づき、安全な水へのアクセス改善支援を実施している。給水分野については、これまでの支援から構築された政府関係者との良好な関係や事業経験を生かし、ベナン政府の新たな行動計画となる「PAG 2016-2021」にも貢献するため、引き続き我が国として支援を行っていく方針である。

こうした状況を踏まえ、本調査は今後の無償資金協力による案件実施を想定し、ベナンの中でも給水率で下位に位置するクフオ県とプラトー県の都市部及び都市周辺部において、給水サービスに関する基礎的な情報を収集・分析して課題を抽出し、将来的な協力の可能性と案件形成に向けた検討を行う。同様に給水率下位に位置するコリーヌ県においては、現行の「グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画」の実施があることや、一帯が岩盤地域であるため水源確保が厳しいことが見込まれているため今回は対象地域から除外した。

2. 調査の目的

本調査は「1. 調査の背景」を踏まえ、今後の無償資金協力における案件実施を想定し、調査対象地域における基礎情報の収集・分析を行い、案件素案の提案を行うことを目的とする。

3. 相手国関係機関

業務従事者は、以下の関係機関へ調査内容の報告を行い、連携する（表 1）。なお、下記の関係機関以外に訪問することを妨げるものではない。

表 1：主な相手国関係機関

略語	欧文表記	日本語表記
DG Eau	Direction Générale de l'eau	水総局
SONEB	Société Nationale des Eaux du Bénin	ベナン水道公社

4. 調査の範囲

業務従事者は「2. 調査の目的」を達成するため、JICA 及び「3. 相手国関係機関」と十分な意見交換を行ない、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえて「6. 業務の内容」に示す内容の業務を実施する。なお業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

（1）本調査を踏まえて提案する案件素案の内容

本調査の結果を踏まえ、無償資金協力による給水施設の整備事業の形成、実

施を予定している。給水施設の概要としては都市部及び都市周辺部における地下水を利用した各戸給水、もしくは公共水栓による給水を想定する。

こうした内容を踏まえ、本調査ではまず事業対象地域の特定と優先付けを行う。優先付けにおいては以下（3）地下水の取水可能性の検討で述べる適切な地下水開発の可能性を十分考慮する。その後、それぞれの対象地域における案件の素案（目的や目標年次、裨益人口、概算事業費など）の作成と実施における留意点を取りまとめる。

（2）調査対象地域

ベナンの中でも給水率が下位に位置するクフオ県及びプラトー県における都市部及び都市周辺部で調査を実施する（給水率は、クフオ県 70.08%、プラトー県 60.37%）。対象都市の想定は、「PAG 2016-2021」で優先プロジェクト地域とされている都市部もしくは都市周辺部で、且つ SONEB が給水設備を管轄している下記の地域を候補とする（表 2）。ベナン全土の行政区分については次頁に示す（図 1）。

表 2 調査対象地域

県名	都市名
クフオ	Aplahoué(Azovè), Djakotomey, Klouekanme, Lalo, Toviklin
プラトー	Adja-Ouèrè, Ifangni, Kétou, Pobè, Sakété

まず、本調査期間前半（概ね 2 週間を想定）で上記 10 地域の現場踏査を行い、その後 JICA ベナン支所と JICA 本部と検討の上、①水供給に対するニーズ（都市ごとの人口、給水率、給水施設の運用状況、生産量、契約者数、費用対効果等）、②水源の水質、③他ドナーの状況、④該当地域の SONEB 支店の体制を加味したスクリーニングを行い、2~3 地域を選定する。その後、SONEB 側の視点から、対象地域を合意した上で詳細に調査を実施する。

また、本調査後の最終的な事業対象地域の優先付けについては、本調査の結果や収集した基礎情報の結果を基に、調査期間後半に JICA ベナン支所及び JICA 本部と検討の上、プロジェクト実施後の裨益人口が最大となるような事業対象地域を選定する。合わせて、本調査において他ドナーのプロジェクトとの重複も考慮して選定する必要がある。

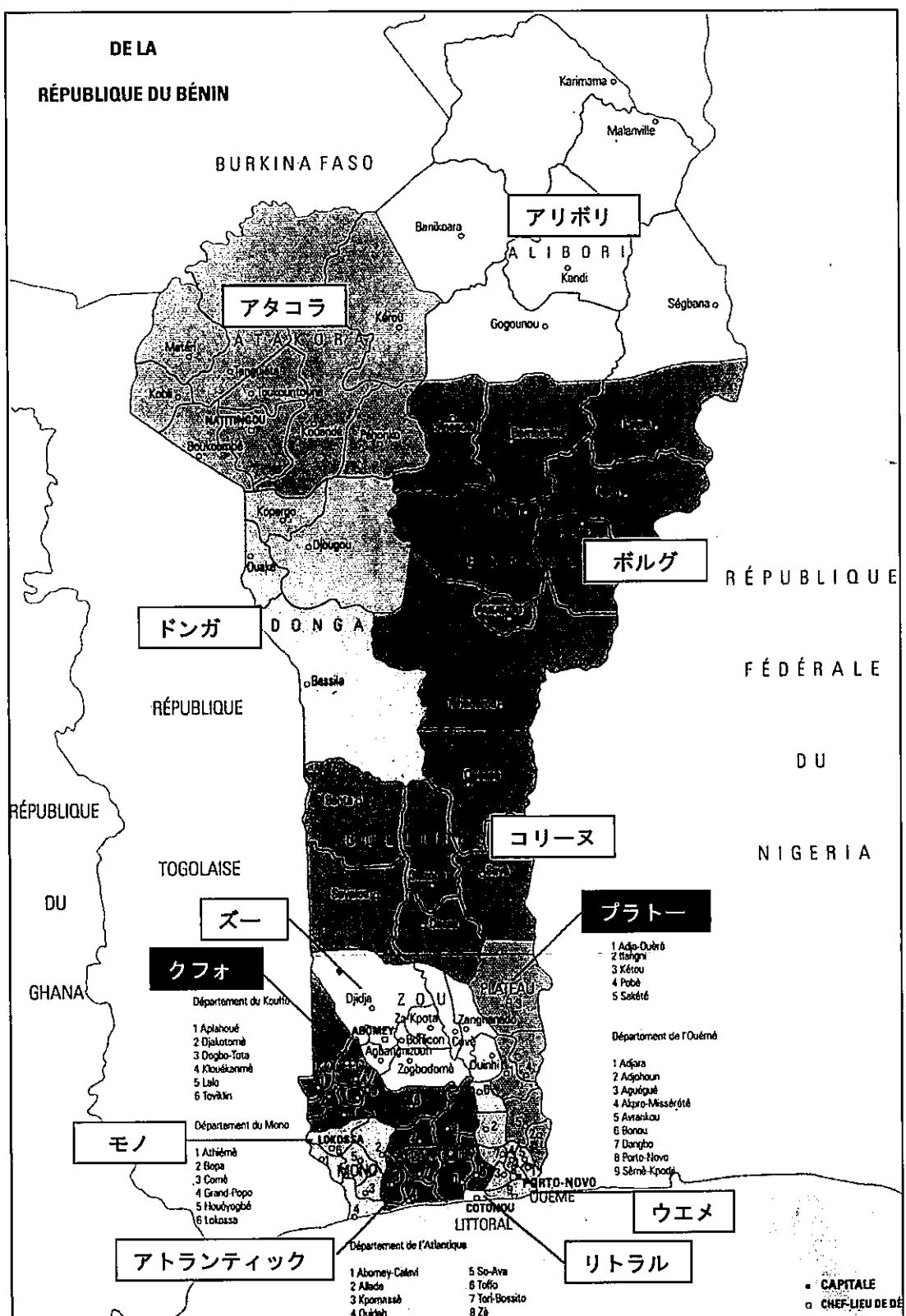


図1：ベナンの行政区分

Carte Touristique République du Bénin (発行: Institut Géographique National, 2000年) を一部改変

(3) 地下水の取水可能性の検討

本調査の対象地域周辺では、水量の観点に加え、人為的な硝酸(NO_3)汚染や、自然由来のフッ素(F)汚染も見つかっており、水量と水質の面から地下水開発が比較的困難な地域がある。そのため、本調査では、水理地質データの確認や、関連機関、関連プロジェクトへの聞き取り、現地視察等を通じて適切な地下水の開発が可能か慎重に判断し、事業対象地域の優先付けを行う必要がある。

水質について、フッ素に関しては WHO 飲料水水質ガイドラインの水質基準(1.5mg/L (0.15ppm) 以下)を参考にし、それ以上の濃度が想定される水源については対応策を検討する。また、基準値以下でもある程度のフッ素含有が考えられる水源を使うことが想定される場合においても、現時点で想定される安全性確保のための対策案について検討を行う。

(4) 実施中または実施済のプロジェクトからの情報収集

現在、「グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画」が実施されている。現地調査実施にあたり、業務従事者は現地関係者とも意見交換を行い、現地の水資源や給水状況等に関する情報を共有し、効率的に調査を行う。また、2008年から2010年に実施された第6次村落給水計画では、クフォ県において、小規模給水施設としてハンドポンプや送・配水管、共同水栓の設置が行われている。今回の調査に際し、この事業での収集データや教訓等を確認しておく必要がある。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。業務従事者は、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案することが求められる。

(1) 第1回国内作業

- ① ベナンの水資源や上水道についての関連既存資料、及び JICA による関連分野の過去のプロジェクトの内容、他ドナーによる協力実績等を整理し、既存データや教訓をまとめる。
- ② ①を踏まえ、調査目的や方針、調査内容、工程、調査手法（質問票を含む）、実施体制等を含めた業務実施計画書とインセプションレポート（パワーポイント等発表用の資料を含む）の作成を行う。調査のまとめ方や報告書の目次案については、プロポーザルにて提案すること。
- ③ ベナンでの関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）を、和文及び仏

文で作成する。

- ④ 現地調査に向けた対処方針会議に参加し、調査方針や内容について説明する。

(2) 現地調査

- ① JICA ベナン支所との打合せを行う。
- ② 水総局（以下、DG Eau と示す）と SONEB ヘインセプションレポートを説明し、調査に関する意見交換を行う。
- ③ ベナンにおける自然状況、社会経済の現状把握を取りまとめる（給水率や現状の課題(特に都市部及び都市周辺部)、政策、法制度、体制、SONEB の財務、他ドナーの動き等）。
- ④ 調査期間前半（約 2 週間を想定）で現場踏査を行い、調査対象地域を 2 ~3 地域に絞る。
- ⑤ SONEB 側の視点から対象地域を合意する。
- ⑥ 上記⑤で合意した地域について、以下の詳細状況把握を行う。
 - ・ 自然状況の把握
 - ・ 地下水の水質・水源に関する状況
 - ・ 給水サービスの現状（給水地域、給水人口、給水時間、無収水率、水使用料、水の用途等）
 - ・ 給水サービスの拡充計画及びその進捗状況、水需要予測
 - ・ 給水施設の現状、運営・維持管理体制（自治体、SONEB、コミュニティの役割等）
 - ・ 対象地域を管轄する SONEB の部門、組織／人員体制、人材育成や技術レベル
 - ・ その他（水因性疾病の発生状況等）
- ⑦ 調査結果を基に、事業対象地域の優先付けと地域ごとの事業素案の検討方針を取りまとめる。その内容について JICA ベナン支所と JICA 本部とで協議を行う。（参考：TV 会議の利用による実施）
- ⑧ ⑤を踏まえ、DG Eau と SONEB への説明を行う。

(3) 第 2 回国内作業

- ① 現地調査における収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成、調査結果の取りまとめを行う。
- ② 現地調査から帰国後 10 日以内を目途に、現地調査結果報告書（案）（和文）と発表用の資料（パワーポイント等を用いた要約）を作成し、帰国報告会で調査結果を報告する。

- ③ 現地調査で収集した情報や JICA との協議を基に情報を整理・分析し、ベナンにおける協力の可能性について検討し、事業素案の最終化を行う。
- ④ 調査結果をファイナルレポートに取りまとめる。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、JICA 地球環境部及び JICA ベナン支所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

(1) 報告書

① 業務計画書

提出時期：契約締結後 10 日以内 部数：和文 2 部

② インセプションレポート (IC/R)

提出時期：2017 年 11 月下旬 部数：仏文 20 部、和文 5 部

③ 現地調査結果報告

提出時期：2018 年 1 月下旬を予定 部数：和文 5 部

④ ドラフトファイナルレポート (DF/R)

提出時期：2018 年 2 月中旬を予定 部数：仏文 10 部、和文 5 部

⑤ ファイナルレポート (F/R)

提出時期：2018 年 3 月下旬を予定 部数：仏文 10 部、和文 5 部、
CD-R 5 枚

※なお、各報告書とともに、プレゼンテーション用の資料（パワーポイント等）を含むものとする。

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

(3) 業務従事者業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(4) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のためにベナン政府と協議を行う場合には、ベナン側との間で認識の不一致が生じないよう記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対し

ても速やかに提出する。

JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（発注者が指定する様式により A4 版 4~5 枚以内）にとりまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

（5）成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。仏文報告書は国際的に通用する仏文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン（2014 年 11 月）」を参照のこと。また上記成果品は簡易製本とする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は2017年11月中旬より開始し、2018年3月下旬の終了を目指とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。現地調査期間は年末年始を挟んだスケジュールとなるが、現地では概ね通常の対応が可能であると確認している。

なお、JICA職員は現地調査の一部に同行することを想定している。

	2017年		2018年		
	11月	12月	1月	2月	3月
第1回国内作業		[REDACTED]			
現地調査			[REDACTED]		
第2回国内作業				[REDACTED]	
報告書提出					[REDACTED]

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計約 6.0 M/M (業務従事者 3名の国内・現地含む)

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／上水道計画 2号
- ② 地下水開発 3号
- ③ 制度・維持管理

(3) 通訳

本業務には通訳（仏語）を参加させることが出来る。ただし、現地傭人で対応すること。

(4) 現地傭人

現地では、調査補助員の傭上を認める。

3. 参考資料

(1) 公開資料

『ベナン共和国 グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画 準備調査報告書』(2016年1月, JICA)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024286.html>

『ベナン共和国 サベ・グラズエ・ダッサズメ市における水資源利用・給水改善計画 情報収集・確認調査報告書』(2013年10月, JICA)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014432.html>

『ベナン共和国 第6次村落給水計画基本設計調査報告書』(2008年11月, JICA)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245264.html>

『ベナン共和国 第5次村落給水計画基本設計調査報告書（第1期、第2期）』(2005年8月, JICA)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159602.html>

(2) 配布資料

『Programme d'Actions du Gouvernement 2016-2021』(Présidence de la République du Bénin) (仏語版・日本語翻訳版)

『Programme d'Actions du Gouvernement 2016-2021 Projets Phares』(Présidence de la République du Bénin) (仏語版・日本語翻訳版)

4. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する業務従事者所有の資機材のうち、業務従事者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、業務従事者が必要な手続きを行うものとする。

5. 現地再委託

本業務では現地再委託は想定していない。

6. 安全管理

業務従事者は現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況についてはJICAベナン支所、在ベナン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及

び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

お、現地作業に先立ち、渡航予定の従事者全員について外務省「たびレジ」に登録すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約は想定していない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

